

令和 2 年度第 3 回太宰府市情報公開・個人情報保護審議会議事録

開催日時	令和 3 年 3 月 4 日（木）15：00～16：45
開催場所	太宰府市役所 3F 庁議室
出席委員	徳永弘志(会長) 坂本徹(副会長) 三輪貴代 中村ミドリ 古賀章代
出席職員	高野 福祉課福祉政策係長 柳谷 介護保険課介護保険係長
事務局	山口辰男 文書情報課長 宮崎薫 文書情報課文書情報係長 岡村真澄 文書情報課主任主事
傍聴人	0 名

事務局から連絡（進行：山口課長）

- ① 開会あいさつ
- ② 出席者が過半数を超えているため、審議会成立の確認。
- ③ 会の進行を会長に依頼

～太宰府市情報公開・個人情報保護審議会～（進行：徳永会長）

議題 1 個人情報ファイル登録票及び目的外利用等記録票の新規作成、修正について【会長】

それでは議題 1 の「令和 2 年度個人情報ファイル登録票等関係帳票の見直しについて」事務局から説明をお願いします。

資料 1 新生児臨時特別給付金支給事務：福祉課

【事務局】

資料 1 をご覧ください。資料は 1 ページから 7 ページになります。担当課は福祉課で、ファイルの名称は「新生児臨時特別給付金支給事務」です。

昨年の 5 月から 8 月にかけて、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」に基づき、特別定額給付金支給事業を実施したところですが、その対象とならなかった令和 2 年 4 月 28 日以降に生まれた新生児を対象に、市の独自事業として新生児臨時特別給付金事業を実施することに伴い、個人情報ファイル登録票を新規作成するものです。

本日は福祉課から高野福祉政策係長が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

【委員】

個人情報ファイル登録票の記録項目の氏名というのは新生児ということでしょうか、父母でしょうか。

【担当課】

新生児と父母両方となります。申請者としては父母なので、新生児と父母の名前の管理になります。

【会長】

これは申請者のファイル登録票ですね。収集項目の氏名は父母の氏名、収集方法の本人は申請者となりますか。

【担当課】

そうです。申請者は父母となります。4月28日から9月末日までに出生した世帯の世帯主には郵送で申請書を送付しました。それ以降は、窓口での届出時に申請書を渡しています。この制度は父母に限定した制度であります。

【会長】

本人以外のチェックを入れれば新生児の名前の収集もこれでいいことになりますね。

【委員】

世帯主と続柄は市役所で確認するのでしょうか。世帯主に申請書を郵送するので、続き柄は確認するということですね。

【担当課】

郵送で送付した世帯主が父母ではない場合もあります。申請者は要件を満たす子どもの親としています。

【事務局】

ファイル登録票裏面の住民基本情報利用が有となっています。世帯主情報は、住民基本情報から取得しているということです。

【委員】

登録票の収集対象者は新生児の父母となるのではないのでしょうか。

【担当課】

収集対象は新生児及びその父または母となります。

【委員】

事情により父母だけとは限らないのではないのでしょうか。

【会長】

養子縁組をすると、祖（養）父が父になるので、申請できるということなのでしょう。父母という表記で網羅できそうですね。太宰府市に対象者は何人くらいいますか。

【担当課】

昨日までで約450人でした。

【会長】

市の制度と言われましたが、国からでるお金もあるのでしょうか。

【担当課】

市独自の制度ではありますが、原資は地方創成交付金となります。

【委員】

太宰府市だけの制度ではないのですね。

【担当課】

筑紫地区の市は同様の制度で行っているようです。

【会長】

それでは対象者、収集方法の欄の修正をお願いします。

それでは次の件について、事務局から説明をお願いします。

資料 2 介護保険給付事務及び指定・指定事務：介護保険課

【事務局】

資料 2、9 ページをご覧ください。担当課は介護保険課で、ファイルの名称は「介護保険給付事務及び指定・指導事務」です。

すでにファイル登録されている介護保険の給付事務ですが、給付事務に付随する事務の中に、介護保険法に基づく介護サービス事業者の指定、指導業務があります。事業者を指定するには満たすべき指定基準があり、また指定された事業所から報告される情報にも個人情報が含まれ、情報管理を行っています。介護保険課では個人情報管理の見直しを行い、給付までの一連の業務を整理し、既存の個人情報ファイル登録票に事業者指定、指導の情報を追加することとしたための登録票修正となります。事業概要につきましては、資料 2 追加資料を配布させていただいております。

本日は介護保険課から柳谷介護保険係長が出席しておりますので、ご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

【会長】

ただ今の説明に対して、質問等はありませんか。

【委員】

市が指定するサービス事業者とは、情報の取扱いについての取り決めは市長名で結ばれるのでしょうか。

【担当課】

それぞれのサービス事業者と利用者の間で契約をされています。

【委員】

市とサービス事業者との契約も必要ではありませんか。通常、外部委託などを行う際は外部委託の状況を報告してもらっていますよね。

【担当課】

サービス利用の契約は事業者と利用者が行います。介護保険業務の指導でケアプランのチェックや、居宅サービスのチェックを市が行っています。この度は、既存のサービスに指定・指導に関する情報の追加を行いました。資料 2 追加資料の介護保険制度の仕組みをご覧ください。被保険者とサービス事業者で契約してサービスを受けることになっています。保険者である太宰府市はサービス事業者に 1 割を支払い、残りは被保険者が利用者負担をサービス事業者に支払います。サービス事業者の指定は県と市が権限をもっており、指定を行っています。追加資料の申請書類をサービス事業者から提出してもらい、6 年に一度、指定の更新を行います。

指定に当たり、利用者のケアプランを提出いただき、市で管理をしています。また事業者の指定事務、代表者情報等の個人情報を管理するにあたり、今回はその部分を新たに追加するというご報告です。

【会長】

市とサービス事業者との間での契約はないということですね。

【担当課】

市は権限をもって、指導を行うということなので、契約の締結とは異なります。

【委員】

資料の居宅サービス計画書はどこで利用されるのでしょうか。

【担当課】

サービス提供者と利用者間で作成され、指導のために市にも提出されます。

【委員】

市からサービス事業者に対して提供される書類はないのでしょうか。被保険者から介護認定の書類を事業者に渡すということはないのでしょうか。

【委員】

制度上それはしないのではないのでしょうか。

【会長】

利用者と事業者でサービス利用契約が民民で行われ、市はそこには関与しないということですね。よって市と事業者との契約の締結ではないので、個人情報取扱いの取り決めなどは行わないということですよ。この個人情報ファイル登録票の氏名とは誰のことですか。

【担当課】

利用者、従業員氏名、両方含まれます。

【会長】

事業者を対象にしているという意味では、どこが修正になったのですか。法人情報は個人情報ではないので、ファイル登録票には記載をする必要が無いのではないのでしょうか。ただ、代表者の生年月日、職歴などは個人情報であります。法人情報は社会生活の中の職業・職歴に含むということで、すべて網羅されているということではないのでしょうか。

【担当課】

代表者経歴書の中には、認定に関係しない個人情報も含まれると思います。市が認定した事業者名と代表者の経歴などの情報の開示請求があった場合、出せないということになるのではないかと思います。その点に関して、法人情報ではなく個人情報と考えました。

【事務局】

情報公開の観点からすると、法人の代表者の氏名、関与する職歴に関してだけ部分開示となるかと思います。

【会長】

法人情報以外も含まれるということですね。他にはありませんか。なければ、次の案件に入ります。

議題 2 前回審議会での確認案件について

【会長】

それでは議題 2 の「前回審議会での確認案件について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

資料 3、11 ページからになります。前回の審議会では、全庁的に見直しを行ったご報告をさせていただきました。その中で確認事項がございましたので、ご報告させていただきます。林地台帳整備事務と農地台帳管理事務の 2 点です。

一点目から、11 ページ 263 番から 265 番にあります森林台帳整備事務です。追加資料がございます。こちらは令和元年第 1 回目の審議会にて修正案件で出されておりました。その当時の資料となりますが、その時は平成 31 年 4 月から林地台帳を公表することに伴った修正でした。

もともとは県が作っていた森林簿のみでありましたが、H28 年から市は林地台帳の管理が業務に加わったという説明が当時あっておりました。今回は改めて 13 ページ、その名称の変更、管理するシステムを外部委託しているという部分の修正となっております。

二つ目は 12 ページ 284 番から 286 番にあります農地台帳管理事務です。資料 3 一部差し換えと追加資料がございます。こちらは平成 29 年第 2 回目の審議会にて修正案件で出されておりました。その当時の資料となりますが、国の農業情報公開システムの運用に伴った修正でした。

当時の会議録を確認しました。その時も前回審議会と同様の 2 点の確認の依頼があっておりました。一つは農業委員会の案件は、審議の案件となるのかという点、もう一つはインターネットの公開は太宰府市からではなく国のシステムからであり、公開に個人情報が含まれないので外部提供記録票も不要ないのでは、という点でした。外部提供記録票の整理をします、というところで終わっておりました。

一つ目の農業委員会についてですが、農業委員会は、太宰府市教育委員会や太宰府市議会と同様、太宰府市の実施機関の一つとなっております。案件としましては、こちらの審議会の審議の対象となってまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

二つ目の件については担当課に再度確認をいたしました。本日お配りした追加資料の 1 ページをご覧ください。イメージ図の左側、農業委員会が太宰府市になります。赤で囲んだ農地情報公開システム、こちらがシステムであり、管理するのは農地中間管理機構（農林水産省）と全国農地ナビを運営する農業委員会ネットワーク機構です。そこからインターネットで公開というイメージとなっています。問題は市から赤囲みのシステムへの受け渡しの情報ですが、4 ページ個人情報の外部提供の資料です。3 段目の「提供する個人情報の内容について」を、農地中間管理機構、農業委員会ネットワーク機構の方へ外部提供します。市が持っている個人情報についての外部提供はこの部分となりますので、外部提供記録票の作成を行っております。そのあとのインターネットを介してのシステム利用者に関しては、市が外部提供をしている部分ではなく、また、個人情報を含まない農地情報ということでありますので、外部提供記録

票の作成は行いません。

ご説明は以上です。

【会長】

事務の名称が林地台帳事務になり、外部委託無から有にかわるということですね。朝日航洋、林地台帳保守が加わるということが変更ですね。それから農地台帳管理事務では、記録項目のその他の家庭状況が黒印、記録形態の図面、画像はないということですね。その他は変更点ありませんね。

【事務局】

そのとおりです。

【会長】

農地台帳には家庭状況が入っていますが、林地台帳にはないです。これはいいのですね。

【事務局】

農地台帳は農地法、林地台帳は森林法の適用を受けるので収集項目が違うのではないかと思います。

議題 3 太宰府市長が取り扱う個人情報の保護に関する太宰府市個人情報保護条例施行規則の一部改正（案）について

【会長】

それでは議題 3 の「太宰府市長が取り扱う個人情報の保護に関する太宰府市個人情報保護条例施行規則の一部改正（案）について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

次に資料 4、19 ページからとなります。

「太宰府市長が取り扱う個人情報の保護に関する太宰府市個人情報保護条例施行規則」の一部改正（案）についてです。

内容としては 2 点あります。

1 点は個人情報ファイル登録票の修正です。前回の審議会でお話が出ておりました、ファイル登録票にメールアドレスを追加する件です。

資料飛びますが、20 ページ「様式第 1 号」をご覧ください。施行規則内にございます様式の修正を行います。中ごろ記録項目のその他の欄にメールアドレスを追加いたします。

2 点目は本人確認に必要な書類に「マイナンバーカード」を追記するものです。戻ります 19 ページ「新旧対照表」をご覧ください。施行規則第 6 条第 1 項第 1 号です。現行では運転免許証が一番になっておりますが、改正案で、運転免許証の前に「個人番号カード」を追記いたします。

その変更に伴うものが、21 ページからの様式第 2 号から 4 号、10 号、14 号、18 号となりますので、それぞれ「マイナンバーカード」の追記をいたします。

マイナンバーカードについては、基本 4 情報（氏名、住所、生年月日、及び性別）が記載された顔写真付きの公的な本人確認書類として、住民であれば誰でも無料で取

得可能なものであり、政府は令和4年度までにほとんどの住民に行き渡るよう普及に取り組んでいるところです。

総務省からも市町村の本人確認を要する手続において、マイナンバーカードが積極的に利用されるよう、通知があっているところです。

現在、個人情報開示請求があった時、運用上ではマイナンバーカードでの本人確認を行っていましたが、様式の記載がございましたので、この度規則の改正にて対応するものです。個人情報保護条例施行規則の一部改正となりましたので、審議会にお伺いするものです。

【委員】

条例・規則の変更はどこの課が主管となるのでしょうか。

【事務局】

所管であります文書情報課です。施行規則は議会の議決の必要はありませんが、市長決裁を受け、庁内の法令審査会を経て、告示をして改正されるという流れになります。

【委員】

規則上は個人番号カード、様式はマイナンバーカードとなっていますが。

【事務局】

総務省の法令関係は個人番号カードという呼称をつかっていますので規則は個人番号カードといたしました。様式については、親しみのあるマイナンバーカードという名称を使っています。直近の法令審査会にかけ、調整をいたします。

【会長】

以上で、本日の議事日程が無事終了いたしました。皆様のご協力ありがとうございました。

これを持ちまして、令和2年度第3回情報公開・個人情報保護審議会を閉会いたします。事務局からは、何かありますでしょうか。

【事務局】

今回で今任期最後の審議会となりました。皆様、誠にありがとうございました。最後に会長より一言ご挨拶をいただければと思います。

【会長】

2年間、皆様方のご協力をいただきまして、無事審議会を全うすることができました。本当にありがとうございました。

【事務局】

会長ありがとうございました。

皆様から貴重なご意見をいただくことができ、事務局一同大変感謝いたしております。不行き届きな点も多くご迷惑をおかけいたしました。皆様のおかげをもちまして、無事進めていくことができました。お礼を申し上げます。2年間誠にありがとうございました。

今後ともどうぞ市政にご理解ご協力賜りますよう、お願いを申し上げて、感謝の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。